「古代語のしるべ」第四回

イフク［息吹］

蜂矢真郷

『時代別国語大辞典上代編』（以下、『上代編』と示す）に、「いふき［気吹］（名）」の項がある。「呼吸。「吹棄気噴之狭霧〈浮枳于都屢伊浮岐能佐擬理〉」（神代紀上）「吹棄気吹之狭霧」（記神代）「野上群鹿、無レ数甚多、其聳角、如二蘆枯之原一、比二其吹気一、似二朝霧立一」（常陸風土記多珂郡）「吹撥之 気 化 為神、号曰二級長戸辺命一…是風神也」（神代紀上）」（全文）と記される。第一例は、

吹棄氣噴之狭霧吹棄氣噴之狭霧 此云浮枳于都屢伊浮岐能佐擬理所レ生神 号曰二田心姫一〔吹き棄つる気噴の狭霧吹棄氣噴之狭霧 此をば浮枳于都屢伊浮岐能佐擬理と云ふに生まるる神を、号けて田心姫と曰す〕（『日本書紀』巻第一・神代上・第六段本書）

のようで、「吹棄氣噴之狭霧」は訓注によりフキウツルイフキ|ノサギリ（右傍線は上代特殊仮名遣の甲類、左傍線は同じく乙類であることを示す）と訓まれ、清音フである。第二例「吹棄氣吹之狭霧」（『古事記』上巻・神代）も同様にフキウツルイフキノサギリと訓まれ、このフの清濁は確認できないが第一例と同様であると見てよい。これらのイフキは、「氣噴」「氣吹」の訓であり、イ＋フキの複合ととらえられて、そのイは息・呼吸の意と見られ、そのフキは動詞フク［吹］「……畝火山木の葉さやぎぬ風吹かむとす〈加是布加牟登須〉」（『古事記』中巻・神武・歌謡二〇 〈 〉内は原文、以下同様）の連用形である。よって、『上代編』が、清音フとすること、「呼吸」の意とすること、いずれも問題はない。なお、第三・四例は、他の訓みもある。

濁音ブであるイブキの例としては、右の第一例に対する「氣噴伊布岐（平平平）」（『日本書紀私記』御巫本）がある。日本書紀私記・御巫本は、応永三十五［1428］年の書写であるが、金田一春彦氏『国語アクセントの史的研究 原理と方法』［1974.3 塙書房］〔本論第二章第三節［五十七］〕は、「鎌倉時代のアクセント資料に類する」と、上野和昭氏『『御巫本日本書紀私記』所載の体言のアクセント」（『国文学研究』（早稲田大学）85［1985.3］）は、詳しい検討の上、一部の異なりはあるが、「多くは鎌倉時代のアクセントを反映していると思われ」るとされていて、同じ声点で示されるところの清濁もその頃のものと考えられ、イブキに濁音化するのはおよそ鎌倉時代と見てよい。

また、伊吹山は、固有名詞であるが、古事記の倭建命の条に、

以(一)其御刀草那藝釼(二)置(三)其美夜受比賣之許(一)而取(二)伊服岐能山之神(一)幸行〔其の御刀の草那藝の剣を以て、其の美夜受比売の許に置きて、伊服岐能山の神を取りに幸行しき〕（『古事記』中巻・景行天皇）

とあり、イフキ|ノ山「伊服岐能山」のように清音フである。これも、室町時代に下ると、「―吹山（伊ブキヤマ）」（文明本節用集）のように、濁音ブの例がある。

ここに、伊吹山は神のいるところであることに注意しておきたい。そして、伊吹山は、近江国と美濃国との境にあり、その辺りは、伊勢湾と敦賀湾との間、つまり、本州の太平洋側と日本海側との間が最も狭い陸地であって、風の吹くところと言われる。

雲かかるいふきのたけになくしかはかぜのつてにぞこゑはきこゆる

（『為忠家初度百首』三五五）

おぼつかないふきおろしのかざさきにあさづまふねはあひやしぬらん

（『山家集』一〇〇五）

などのように、伊吹山が風とともに詠まれる和歌もある。この山名イフキのイは風の意かと見られ、風の吹く山の意かと考えられてくる。

さて、『上代編』の問題は、動詞イフクの項がないことである。イフクは、

……渡會（わたらひ）の斎宮（いつきのみや）ゆ 神風（かむかぜ）にい吹（ふ）き惑（まど）はし〈伊吹或之〉……

（『万葉集』巻第二・一九九　柿本人麻呂）

呼（イフク）―吸（イキ）氣―息、似（タリ）於朝霧（に）。〔呼吸（いふくいき）気息、朝霧（あさぎり）に似（に）たり。〕

（『日本書紀』巻第十四・雄略天皇即位前紀・図書寮本）

氣吹戸坐須氣吹戸主止云神　根國底之國尓氣吹放弖牟

〔気吹戸（いふきど）に坐須（ますいふきどぬしと）気吹戸主止云（いい）ふ神（かみ）、根（ね）の国（くに）・底（そこ）の国（くに）尓気吹（いふ）き放（はな）ち弖牟（てむ）〕

（祝詞・六月晦大祓）

の例がある。しかしながら、『岩波古語辞典』［岩波書店］は、この万葉集の例について「《イは接頭語》吹く。」とし、また、日本書紀古訓の例について「《イは息。上代はイフキと清音》息を吹く。呼吸する。」として、両者を別語と扱っている。それに対して、『日本国語大辞典』［小学館］〔第二版〕は、別語としながらも、万葉集の例について「「いふく」の「い」を、接頭語ではなく「息」と見なし「いぶく（息吹）」と同義とする説もある。」（「補注」欄）としていて、さらに、『古語大辞典』［小学館］は、「万葉集の用例の「い」は接頭語とみる説があるが、これも単に風が吹く意ではなく、「いふく」ものは神で、風の神秘を説きあかす表現であったと考えられる。」（「語誌」欄）としていて、これらの例は、祝詞の例も含めて、ともにイフクであり、息を吹く意と見るのがよいと考えられる。ここに、「「いふく」ものは神で」とあることが注意される。すなわち、神の吹く息が風である、ととらえられる。万葉集の例は、風が吹く意に用いられているので、そのイは接頭語とされることが多いけれども、その風が神の息であるととらえれば、やはり息を吹く意であると言うことができるので、別語とは見ない方がよい。

ところで、枕詞カムカゼノ［神風］は、地名「伊勢」にかかる。

神風の〈加牟加是能〉伊勢の海の〈伊勢能宇美能〉大石に這ひ廻ろふ……

（『古事記』中巻・神武天皇・歌謡一三）

……神風の〈神風乃〉伊勢の国は〈伊勢能國者〉沖つ藻も並みたる波に 塩気のみ香れる国に……

（『万葉集』巻第二・一六二　持統天皇）

是神風伊勢國 則常世之浪重浪歸國也 傍國可怜國也

［是の神風の伊勢国は、則ち常世の浪の重浪帰する国なり。傍国の可怜国なり。］

（『日本書紀』巻第六・垂仁天皇二十五年三月）

神倭磐余彦天皇（略）勅(二)天日別命(一)曰「國有(二)天津方(一)宜(レ)平(二)其國(一)」（略）其邑有(レ)神 名曰(二)伊勢津彦(一)（略）啓云「吾以(二)今夜(一)起(二)八風(一)吹(二)海水(一)乗(二)波浪(一)将(二)東入(一)（略）」（略）大風四起 扇(二)挙波瀾(一)（略）古語云「神風伊勢國 常世浪寄國」者蓋此謂之伊勢津彦神 逃令来往信濃國

［神倭磐余彦の天皇（略）天日別命に勅して曰りたまはく「国、天津の方に有り。其の国を平くべし。」とのりたまひ、（略）其の邑に神有り、名を伊勢津彦と曰ふ。（略）啓云さく「吾今夜を以て、八風を起して海水を吹き、波浪に乗りて東に入らむ。（略）」（略）大風四ゆ起り、波瀾扇挙ぐ。（略）古語に云はく「神風の伊勢の国、常世浪寄する国」といふは、蓋し此の謂ならむや。伊勢津彦の神は、逃れて信濃の国に来往けりといふ。］

（伊勢国風土記逸文［萬葉集註釈］）

などの例がある。

枕詞カムカゼノのカムカゼ［神風］は、神の力によって吹く風の意であるので、神のいる伊勢神宮がある伊勢にかかると、とりあえずは見られる。加えて、伊勢は風の強いところであり、伊勢国風土記逸文の例の伊勢津彦（神）は、風を操ることができる。「伊勢の地は神のいる所であり、常に風の烈しい土地であるところから、伊勢にかかる。」（『上代編』）のようである。

そして、イ［息］は、イフキ「気噴」の例から見ると息の意と見られ、イフキノ山の例から見ると風の意かと見られて、息の意にも風の意にも用いられるので、息は風の一種であるともとらえられるが、先述のように風は神の吹く息と見られて、枕詞カムカゼノはイ［息・風］の音を持つ「伊勢」にかかるととらえることができる。

これらカムカゼノ伊勢の例から見ても、動詞イフクの万葉集の例は、「渡會の斎宮」や「神風」とあるので、単に「吹く」意ではなく、「息吹」の意と見るのがよいと言える。また、伊吹山は、神の吹く息であるところの風が吹く山の意であると考えられる。